【資料４－１　スライド１】

定員超過利用減算について説明します。

事業所は、指定基準において原則として利用定員を超えて、児童発達支援等の提供を行ってはならないこととしており、 利用者数が利用定員を一定数上回るときには、定員超過利用減算を算定する必要があります。今般、この定員超過利用減算が適切に算定されておらず、障害児通所給付費が過大に支給され、返還が必要な事例が確認されています。皆さまの事業所では、災害や虐待などやむを得ない事情がある場合を除き、定員を超えないよう日々管理をされているかと思いますが、改めて利用人数がどのようになった場合減算を適用する必要があるか確認いたします。減算の要件は一日あたりの利用実績によるものと、３か月の利用実績によるものの二つのパターンがあります。

まずは一日あたりの利用実績による場合です。事業所の利用定員によって異なりますが基準値の算定方法によって算出された人数を実際の利用者数が超えた場合に減算が適応となります。例えば、利用定員が10人の事業所の場合、基準値は15となるため１日あたりの利用者数が16人以上である場合には減算となります。

【資料４－１　スライド２】

次に、３か月の場合です。この場合も事業所の利用定員によって算定方法は異なりますが、基準値の算定方法によって算出された人数を実際の利用者数が超えた場合に減算が適用となります。例えば、利用定員が10人、過去３か月間の開所日数が60日とした場合で考えてみます。スライドの計算式のとおり基準値は780となるため、過去３か月間の延べ利用者数が780人を超えた場合には減算となります。利用定員の遵守はサービスを提供する上での大前提とも言えますが、万が一日々定員を超えてサービスを提供している場合、１日の利用者数の管理と合わせて３か月間の利用実績についても定期的に把握し、減算の対象となっていないか確認するようお願いします。また、恒常的に定員を超過するようであれば、定員自体の変更を検討してください。

今回は定員超過利用減算の算定条件についてご説明しましたが、「減算の対象にならない範囲であれば定員を超えてもいい」という解釈は誤りであり、理由なく定員を恒常的に超過している事実が確認されれば指導の対象となりますのでご注意ください。資料４－２については厚生労働省の通知、資料４－３については定員超過確認シートですのでご活用ください。

【資料４－１　スライド３】

自己評価結果等の公表について説明します。児童発達支援及び放課後等デイサービスについては、支援の質の評価及び改善を行い、おおむね1年に1回以上その内容を公表することが義務付けられています。インターネットによる公表のほか、会報に掲載し保護者に配布することや、事業所の見やすい場所に掲示するなどの方法も可とします。これは、事業所が自ら評価を行うとともに、障害児及びその保護者による評価を受け、その結果を事業運営に反映させることで、常に質の改善を図ることを目的として設けられた規定です。届出のない事業所や自己評価結果等が未公表の事業所については、自己評価結果等未公表減算が適用されますのでご留意ください。なお、自己評価結果で改善が必要とされる項目については、事業所で改善に努めてくださるようお願いいたします。

【資料４－１　スライド４】

令和３年度に各事業所からご提出いただいた自己評価等の届出書を確認しましたところ、秋田市で指定を受けている全事業所が自己評価結果を何らかの形で公表しているという結果が出ています。今回は届出書の中で散見された事案についてご案内させていただきます。まず、自己評価結果の公表方法についてです。基準では公表方法について「インターネットの利用その他の方法により広く公表するもの」とされており、多くの事業所で独自のホームページ上で公表が行われています。ホームページを作成していない事業所でも、事業所内の保護者等が見やすい場所に掲示するなどしてできる限り広く公表するよう心掛けてください。ホームページに代わってFacebookやInstagram等のSNSを利用して公表する場合には、保護者等に別途通知する等、公表が行われていることが利用者に伝わるよう周知してください。次に自己評価結果の内容についてお話しします。自己評価は職員、保護者それぞれに行っていただいていますが、どちらの評価においてもチェック項目に対して「取り組んでいない」「取り組んでいるか分からない」等の評価を受けた場合には必要に応じて改善を行うようにお願いします。令和3年度の自己評価で自己評価を行っている47事業所の中で、「取り組んでいない」「取り組んでいるか分からない」の回答が多く見られた項目は次の通りです。

「緊急時対応マニュアル、防犯マニュアル、感染症対応マニュアルを策定し、職員や保護者に周知している」

「非常災害の発生に備え、定期的に避難、救出、その他必要な訓練が行われているか」

「虐待を防止するため、職員の研修機会を確保する等、適切な対応をしているか」

「どのような場合に已むを得ず身体拘束を行うかについて、組織的に決定し、子どもや保護者に事前に十分に説明し了解を得た上で、個別支援計画に記載しているか」

「食物アレルギーのある子どもについて、医師の指示所に基づく対応がされている」

初めの2つについては、様々な災害が想定される昨今、事業所としての体制を必ず整備しておいていただきたい項目になります。各種マニュアルや訓練の実施については事業所内で留めるのではなく、保護者へも周知を行っていざという時に冷静な対応がとれるよう準備をお願いいたします。3つめ、4つめの項目については令和4年から義務化され減算の対象となる項目です。事業所内で適切な支援が行われるよう委員会を設置する等の体制を整え、職員への研修を行ってください。身体拘束については複数の事業所で、「取り組んでいない」「わからない」という評価に対し「身体拘束は行っていない」等のコメントが記載されていましたが、身体拘束が実際に行われているかどうかにかかわらず、委員会の設置、指針の整備、研修の実施が求められています。こちらも減算の対象となりますので、体制を確実に整えるようお願いいたします。

ここまで自己評価結果の公表についてお話いたしましたが、自己評価がアンケートをとって終了してしまうのではなく、自己評価の結果を支援の質の向上や運営の適正化に生かしていくなど、改善のきっかけにしていただくようお願いいたします。